

# 間税会ニュース

平成27年1月15日  
No. 42



〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-7-3 皐月マンション311号 TEL 092(405)5646  
FAX 092(405)5647

間税会は消費税のあり方を考える会です



写真提供：市丸専務理事

## 宮地嶽神社（福岡県福津市）

開運、商売繁盛にご利益があると、いにしえより人々の信仰を集めた宮地嶽神社。全国にある宮地嶽神社の総本社で拝殿には見るものを圧倒する巨大な注連縄が。境内にある大太鼓、大鈴とともに3種の日本一を観ることができる。

.....

### (主要目次)

● 中川原会長 年頭のご挨拶..... 2	● 「税を考える週間」行事..... 8
● 福岡国税局長 年頭のご挨拶..... 3	● 税務署の閉庁日対応について..... 9
● 全間連第41回通常総会..... 4	● 社会保障・税番号制度について.....10 ～ 11
福岡大会スナップ..... 4 ～ 7	● e-Tax利用について.....12



福岡国税局間税会連合会  
会長 中川原 潔

## 年頭のご挨拶

平成 27 年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。  
会員の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えられたものと  
拝察しお慶び申し上げます。平素より当連合会の会務運営に対し深  
いご理解とご協力を賜り感謝いたしております。

昨年は、9月に「全国間税会総連合会第 41 回通常総会・福岡大会」  
が実現し、14 年振り 4 回目の開催担当局連として記念すべき年と  
なりました。

おかげさまで、全国の会員の皆様並びに国税ご当局のご支援ご協力により、700 名を超える  
規模の大会となり、盛会のうちに無事終了することができました。ここに厚くお礼申し上げます。

さて、「平成 27 年度税制改正大綱」は、昨年の衆議院の解散総選挙により例年より遅れ、昨  
年末に公表されました。それによりますと、本年の 10 月に予定されていた消費税率の 10 パー  
セントへの再引き上げは、施行日を平成 29 年 4 月 1 日とし、軽減税率は平成 29 年度からの導  
入を目指すこととなっています。各改正案には未だ検討の余地があり、今後の動向が気になる  
ところであります。

いずれにしましても、消費税を理解し、消費税を啓蒙する団体としての間税会の役割は、今  
後、益々重要かつ大きくなっていくものと思料されます。消費税に関する提言活動、適正申告  
や消費税完納運動の更なる推進、e-Tax の利用促進等に積極的に取組み、研修会・勉強会・講  
演会・交流会・広報活動などを通じた消費税の啓発活動等の拡充など、これまで以上に各種活  
動に力をいれて対処していくことが肝要と考えます。

そして、間税会の活動を活性化していくためには、基盤となる会員増強による組織拡大を  
図る必要があります。重要な制度改正を控えた大きな変革期の厳しい状況下ではありますが、考  
えられる限りの施策を講じるなどして、「行動する魅力ある間税会」という目標の実現が叶い  
ますよう心を新たにしておいて間税会の成長、発展につなげたいものです。

どうか皆様には、こうした間税会の活動に対し倍旧のご理解ご支援を賜りますよう、よろし  
くお願い申し上げます。

結びに、各間税会の益々のご発展と会員皆様のご健勝とご繁栄  
を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





福岡国税局長  
中尾 睦

## 年頭のご挨拶

平成 27 年の年頭に当たり福岡国税局間税会連合会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様方には、平素から消費税をはじめ、税務行政全般にわたりまして、深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

間税会におかれましては、間接税に関する唯一の民間団体として、「消費税の適正申告・期限内納付の推進」をはじめ、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を図るための様々な活動に積極的に取り組んでおられます。

ここに、中川原会長をはじめ役員の皆様方並びに会員皆様方の日頃の御尽力に対しまして、心から敬意を表する次第であります。

昨年は、全国間税会総連合会第 41 回通常総会が福岡で開催されました。皆様が一丸となって御尽力された結果、当地の魅力に溢れた非常に素晴らしい大会であったと感じております。

特に、「消費税期限内完納推進宣言」をしていただき、私どもといたしましても非常に心強く感じたところです。

改めまして、全国間税会総連合会の通常総会の成功を心からお祝い申し上げます。

さて、改正消費税法への対応については、多くの事業者に影響が及ぶことから、国税局としましては、改正内容や消費税の仕組み等を十分に理解していただき、適正な申告・納付ができるよう、これまで広報・相談・指導といった種々の施策に取り組んできております。

また、政府全体で取り組んでおります消費税の転嫁対策についても、引き続き、丁寧かつ適切に対応してまいります。

更には、適正な課税の確保や消費税滞納の未然防止に努め、制度への信頼を確保するとともに、税務行政に寄せられている国民の皆さまの信頼に応えていく所存であります。

社会保障と税の一体改革が進められ、消費税に関する国民の関心が一層高まる中、税務行政の良き理解者としての間税会の皆様の存在は、益々重要なものになると考えております。

今後とも、税務行政の円滑な運営に、一層の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、まもなく平成 26 年分の所得税・贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告期を迎えます。会員の皆様方におかれましては、ICT を活用した申告及び期限内納付について、御協力をお願い申し上げます。

終わりに、福岡国税局間税会連合会の更なる御発展と会員の皆様方の御繁栄と御多幸を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

# 全国間税会総連合会第41回通常総会

## 福岡国税局間税会連合会の担当で当地14年振り4回目の開催 ～ 700名近い会員が集結盛大に開催される ～

平成26年9月26日(金)午後2時40分から、福岡市中央区のホテルニューオータニ博多において、全国間税会総連合会第41回通常総会福岡大会・消費税期限内完納推進宣言全国大会が開催された。

全国の間税会から役員、会員の出席があったほか、来賓として、林信光国税庁長官、藤田博一国税庁課税部長、中尾睦福岡国税局長、小川洋福岡県知事、高島宗一郎福岡市長、友誼団体の代表ら多数の出席を賜った。

全間連の吉田一宗専務理事の司会で、はじめに開催地の福岡国税局間税会連合会の中川原潔会長が開会・歓迎のことばを述べた後、全間連の大谷信義会長が「間税会の組織を拡充・強化し、活発な事業活動を通じて間税会の存在感を高め、発言力を強めることが肝要」と挨拶した。

この後議事に入り、会員増強による組織拡大、消費税完納運動の更なる推進、消費税の啓発活動等の拡充、税制及び執行に関する提言活動一などを盛り込んだ平成26年度事業計画案等を承認。次いで、組織増強功労と「税の標語」募集推進功労の表彰やモデル会顕彰が行なわれた。

更に、今後は、消費税率アップに伴い滞納増加が懸念されることから、全間連傘下の各局間連及び各単位間税会一丸となり消費税の期限内完納推進のために積極的に取り組む旨の宣言文を中川原会長が代表して声高らかに読み上げた。

総会后、福岡出身の講談師、神田紅さんが「福岡藩祖『黒田官兵衛』」の演題で独演会を行ない、会場を大いにうならせた。

楽しみの懇親会は、パーソナリティの徳永玲子さんの軽妙な司会で開宴。

小川福岡県知事の福岡を紹介する挨拶のあと、中尾福岡国税局長の乾杯の音頭で和やかな歓談に入った。福岡・佐賀・長崎の郷土料理での振る舞いと、面浮立(佐賀)、龍踊り(長崎)、博多どんたく総踊り(福岡)の郷土色あふれた催し物には、出席者が参加できるものもあり、好評を博した。

時間を忘れた懇親会も、深町宏子小倉間税会会長の中締めと、博多手一本により盛会のうち、午後7時に閉会となった。



第41回通常総会会場



ピンクのハッピー大集合



準備作業も大変



受付準備風景



インフォメーションデスクもあります



来賓受付オールキャスト



受付開始



常任理事会

記念誌



当日プログラム



名札



正副会長会議



青年部通常総会



女性部通常総会

# 第41回 通常総会



開会の辞 中川原福局間連会長



大谷全間連会長挨拶



総会会場



ご来賓の皆様



組織増強功労者表彰



消費税期限内完納推進宣言



林国税庁長官



高島福岡市長



記念講演 神田紅独演会



準備完了です



総料理長も笑顔でお出迎え



総合司会は地元のスター 徳永玲子さんデス



懇親会いよいよ開宴



歓迎の辞 中川原福岡局間連会長



大谷全間連会長 挨拶



小川福岡県知事 挨拶



中尾福岡国税局長 挨拶

乾杯

佐賀牛が大人気



ご来賓の皆様と一枚パチリ



大盛況でした





龍踊り (長崎)



面浮立 (佐賀)



会旗の引継ぎ (福局間連→東海間連)



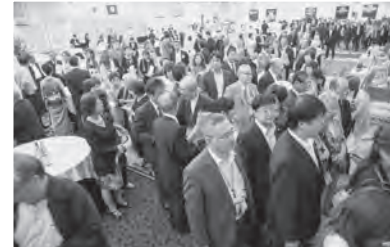
博多どんたく総踊り (福岡)



中締め  
深町福局間連副会長



博多手一本による本締め



終宴  
皆様お疲れ様  
でした



頑張りました 西福岡間税会



反省会は盛大  
かつさやかに



## 平成26年度「税を考える週間」行事実施状況

「税を考える週間」においては、国民各層に国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解及び納税道義の高揚を図ることを目的として、効果的・効率的な広報公聴施策を、官民挙げて集中的に実施しようとするものである。

この趣旨を踏まえ、平成26年度も講演会、研修会、街頭広報など間税会が単独で、又は中心となって多彩な行事が実施されましたので、その一部を紹介します。

実施事項		主催者等	月日	場 所	対 象	内 容
研修会	◎	福岡間税会	11.11	セントラルホテル	会員	贈与税・相続税
税金クイズ 他	○	福岡間税会	11.13	ホテル ニューオータニ	会員 一般	税金クイズ ミニ音楽会
研修会	◎	西福岡間税会	11.13	三四郎	会員	署長講話 「税のあれこれ」ほか
街頭広報	◎	博多間税会	11.14	JR 博多駅 筑紫口広場	会員 一般	電子申告・電子納税 チラシとクリアファイル 2,000セット配布
研修会	◎	若松間税会	10.12		会員	バスハイク研修
租税教室	○	若松間税会	11.18	ひびき信用金庫	会員	署長講話・税金クイズ
税の標語表彰	◎	田川間税会	11.25～26	田川市郡中学校8校	中学生	入選作品・間税会会長賞・税 務署長賞に賞状と副賞
税の標語表彰	◎	飯塚間税会	11.17	飯塚市中学校	中学生	対象者に表彰
講演会	◎	久留米間税会	11.21	石橋文化会館	会員 一般	間税会の説明等
チャリティー 落語会	◎	久留米間税会	11.21	石橋文化会館	会員 一般	立川生志独演会 間税会しおり・クリアファ イル・税資料配布
研修会	○	甘木朝倉間税会	11.11	朝倉商工会議所	会員	相続税セミナー
研修会	◎	大川間税会	11.27	税務署会議室	会員	税に関するもの
研修会	◎	八女間税会	11.21	まるよし	会員	八女税務署長講演会
書写コンクール 入選作品の展示	◎	大牟田間税会	11.11～17	大牟田市、みやま市、 柳川市	一般	書道作品の展示
柳川よかもん まつり	△	大牟田間税会	11.22	柳川市	一般	税金クイズ
女性スクール	○	小倉間税会	11.10	小倉税務署	女性部	「税務署の仕事」 「名曲プロムナード」 「相続＝争族」
研修会	◎	小倉間税会	11.16～17	山口県	会員	バスハイク・税金クイズ
表彰式（作文）	○	小倉間税会	12.2	小倉北区 鞆中学校	鞆中学校	納税推進協力会共催
街頭広報	○	門司間税会	11.11	門司港・大里 新門司	会員 一般	税の資料配布
租税教室	◎	行橋間税会	11.20	京都ホテル	会員	税についての講話
税金展	◎	行橋間税会	11.20	京都ホテル	会員 一般	税金パネル展示・「ワインと ジャズ」コンサート
租税教室	△	佐賀間税会	10.23	龍谷高校	高校生	クリアファイル配布
税金展	△	佐賀間税会	11.8	佐賀税務署	一般	クリアファイル配布
タックスフェア	○	鳥栖間税会	11.9	フレスポ鳥栖	一般	税相談会・税金クイズ 税の作文表彰と展示
税金展	△	唐津間税会	11.10～14	唐津市役所ロビー	一般	税の作文・川柳・標語入賞作 品展示
講演会	○	唐津間税会	11.15	唐津市民会館	会員 一般	櫻井よしこ 記念講演会
研修会	◎	伊万里間税会	11.21	伊万里商工会館	会員	消費税セミナー
街頭広報	○	長崎間税会	11.11	浜町アーケード	一般	税資料・クリアファイル等 800部配布
講演会	△	長崎間税会	11.13	ホテル ニュー長崎	会員 一般	講師 松平定知 「その時、歴史が動いた」の 現場から
研修会	◎	諫早間税会	12.15	諫早税務署	会員	
説明会	○	佐世保間税会	11.6	交通会館	会員	改正税法および決算
地酒の集い	◎	佐世保間税会	12.2	佐世保玉屋	一般	地場産業の活性化・利き酒 会・税金クイズ
講演会	○	島原間税会	11.12	ホテル シーサイド島原	会員 一般	裁判例を踏まえた人事労務 管理について
街頭広報	◎	平戸間税会	10.25	市街地・商店街	一般	税のチラシ配布
税金クイズ	○	壱岐間税会	11.8～9	芦辺町口分	一般	税に関するクイズ 当選者に商品券

(注) ◎～間税会主催行事 ○～他団体との共催行事 △～他団体主催行事へ参加



# 税務署の閉庁日における確定申告の相談等の実施

税務署では、昨年に引き続き、次のとおり平成 26 年分確定申告期において閉庁日対応を実施することとしています。

## 1 閉庁日対応を行う日

平成 27 年 2 月 22 日(日)及び 3 月 1 日(日)とします。

なお、両日ともに、受付時間は午前 9 時から午後 4 時までとなります。

## 2 閉庁日対応を行う税務署

署名	申告会場
門司・若松 小倉・八幡	AIM（アジア太平洋インポートマート）ビル 3 階 (北九州市小倉北区浅野 3-8-1)
博多・福岡	西鉄ホール（ソラリアステージビル 6 階） (福岡市中央区天神 2-11-3)
香 椎	香椎税務署 (福岡市東区千早 6-2-1)
西 福 岡	福岡タワーホール (福岡市早良区百道浜 2-3-26)
佐 賀	佐賀税務署 (佐賀市駅前中央 3-3-20)
長 崎	NBC 別館 (長崎市上町 1-35)

※門司、若松、小倉、八幡、博多、福岡、西福岡及び長崎税務署の申告会場は税務署庁舎外の会場となっております（税務署庁舎での申告相談は行っておりません）。

## 3 対応業務

対応業務は、確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の収受及び納付相談となっております。

(注) 閉庁日対応署においては、広く県内の納税者からの電話相談への対応を行います。

# あなたにも、マイナンバー。 はじまります。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

平成27年  
**10月**から  
マイナンバーを  
一人ひとり  
お届けします！

**!** **マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。**

- ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まりますので、大切にしてください。
- ・法人にも13桁の法人番号が指定され、官民間問わず自由に使用できます。

※行政の効率化や国民の利便性向上のため、平成29年1月から行政機関などでの情報連携が順次始まる予定です。※外国籍でも住民票のある方は対象となります。

3つのメリット	<p><b>1</b> 行政の効率化 <b>手続きが正確で早くなる</b></p> <p>行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。</p>	<p><b>2</b> 国民の利便性の向上 <b>面倒な手続きが簡単に</b></p> <p>申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。</p>	<p><b>3</b> 公平・公正な社会の実現 <b>給付金などの不正受給の防止</b></p> <p>行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。</p>
	<p>マイナンバー制度のお問い合わせは</p> <p style="text-align: center;">マイ ナン バー</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">0570-20-0178</p>		

マイナンバー  **検索**

マイナンバー(個人番号)は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。



# 社会保障・税番号制度の早わかり



マイナちゃん

## 番号制度とは？

- 個人及び法人に対して、悉皆的に唯一無二の番号を付番し、それによって、  
①個人番号や法人番号を活用して、効率的に情報管理・利用及び迅速な情報のやりとりをすること、②手続の簡素化により国民の負担を軽減すること、③個人番号を含む個人情報（特定個人情報といいます。）の適正な取り扱いを確保することが、番号法の目的とされています。
- **平成27年10月以降番号の通知が行われ、平成28年1月以降番号利用が開始されます。**
- 税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されています。

## 個人番号とは？

- 住民票を有する全ての者に対して、1人1番号の個人番号を住所地の市町村長が指定します。氏名、住所、生年月日、性別及び個人番号を記載した「通知カード」により通知されます。原則として、一度指定された個人番号は生涯変わりません。
- 個人番号は社会保障、税、災害対策の分野に、利用範囲が限定されています。
- **番号法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供を求めることは禁止されています。**本人から個人番号の提供を受ける場合には、行政機関等が番号法に基づいて、個人番号カードの提示を受ける等の**本人確認を行うことが求められています。**

## 個人番号カードとは？

- 表面に氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）と顔写真、裏面に個人番号が記載されたICチップ付カードです。
- 一般的には、身分証として利用できるほか、税分野においては、申告書や法定調書など税務関係書類を税務署に提出する際の本人確認などに使用されます。
- 平成28年1月以降、通知カードと共に送付される申請書を市町村に提出することにより交付されます。その際、通知カードを返納します。

## 法人番号とは？

- 国税庁長官が、法人等に対して、法務省から提供される会社法人等番号などを基礎として、1法人1番号の法人番号を指定し、書面により通知します。
- 法人番号は原則公表され、法人等の基本3情報（①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号）の検索、閲覧可能なサービスをインターネットを通じて提供することを予定しています。
- 利用範囲に限定はなく、民間での自由な利用も可能です。

## 国税分野での利用は？

- 納税者等は、確定申告書等の税務関係書類に個人・法人番号を記載することが求められることとなります。
  - ① 所得税：平成28年分の申告書から
  - ② 法人税：平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から
  - ③ 法定調書：平成28年1月以降の金銭の支払等に係るものから（※）（※）法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。
- 個人番号が記載された申告書等を提出する際には税務署等で本人確認をさせていただきます。また、法定調書提出義務者においても、金銭の支払を受ける者等の本人確認を行うことが必要となります。

# e-Taxを利用されていますか？

(会員の皆様へ)

e-Taxのご利用いつもありがとうございます。

今後、マイナンバーの導入等により、社会全体の電子化が急速に進むことが予想される中、お陰様でe-Taxの利用率は年々上昇しております。

e-Taxを利用することにより、皆様におかれましては、事務の削減やコスト、リスクの軽減、また、税務署におきましても、事務の効率化が図られているところです。

しかしながら、e-Taxの利用可能な手順を個々に見ますと、その利用状況にバラツキがあります。

もう一度、e-Taxの利用状況をご確認いただき、是非、未利用の手続についてご利用いただきますようご協力をお願いします。



それでは、<ステップ1>に進んでいただき、ご利用に向けての準備等をお願いします。

## <ステップ1>～e-Tax利用可能手続の確認を～

次の手続がe-Taxでご利用出来ます。※利用状況をご確認(チェック)ください。

e-Taxが利用できる手続	利用	未利用
法人税又は所得税申告書の提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
消費税申告書の提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
法定調書及び合計表の提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
源泉所得税徴収高計算書(納付書)の提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ダイレクト納付の利用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
納税証明書の交付請求手続	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
印紙税納税申告書(書式表示用)の提出(有の場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



未利用の手続がありましたら  
<ステップ2>  
へお進みください。

## <ステップ2>～e-Taxの利用に向けて～

税理士関与の状況に応じ、それぞれのステップにお進みください。



- 税理士関与「あり」    ⇒    ⇒    ⇒    <ステップ3>へ
- 税理士関与「なし」    ⇒    ⇒    ⇒    <ステップ4>へ

## <ステップ3>～全ての手続をe-Taxで～

関与税理士による「代理送信」により、申告書等の提出が可能ですので、是非、関与税理士にご相談の上、e-Taxの利用をご依頼いただきますようお願いいたします。

なお、「申告書の提出以外の手続を税理士に依頼していない。」等の場合は、<ステップ4>へお進みください。

## <ステップ4>～利用可能な手続をe-Taxで～

e-Taxの利用環境を整備していただき、是非、e-Taxをご利用いただきますようお願いいたします。

なお、既に一部の手続でe-Taxをご利用いただいている場合には、未利用の手続についても、是非、e-Taxをご利用いただきますようお願いいたします。

